一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　大阪府豊能郡能勢町山辺四〇九の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び能勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年十月十九日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十三年九月十四日農林水産省告示第千四百四十七号（二に係るものに限る。）

○農林水産省告示第千五百七十一号

　出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
　平成二十九年十月十九日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	ゲプラ0564	株式会社ゲプラナガトヨ 茨城県稲敷郡河内町田川381	第29215号 平成29年９月８日
Kalanchoe Adans.	PHI PHI	A／S Knud Jepsen Skanderborgvej 193, Norring, 8382 Hinnerup, Denmark	第31544号 平成29年９月19日
Kalanchoe blossfeldiana Poelln.	PINK YAZMIN	〃	第30884号 平成29年９月19日
Salvia L.	ラ　フェット	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町１番地	第29443号 平成29年９月５日

二　変更に係る指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年十月十九日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和五十七年十月二十一日農林水産省告示第千六百三号
二　変更に係る指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百三十一号

　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十条第一項の規定に基づき、平成二十九年九月七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同省令附則第十三条の規定に基づき、公示する。
　平成二十九年十月十九日
　　国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	型式の変更の内容
第６号	ＫＵＲＩＴＡ　ＫＡ　ＢＷＭＳ	ＫＵＲＩＴＡ　ＫＡ　ＢＷＭＳ	栗田工業株式会社	総残留臭化剤濃度計の型式の追加

○国土交通省告示第九百三十二号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十月十九日
　　国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　三坂中
　㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県白山市三坂町
　ヌ　二番　一号
　子　一四番　二号
　九番二　三号
　八番二　四号
　六番　五号
　三番乙　六号
二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　生ブ谷支谷
　㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県白山市坂尻町
　ニ　一〇〇番四　一号
　一〇七番一　二号
　一一二番一　三号及び四号
　一二三番　五号
　一七五番　六号
　一七八番三　七号
　一七九番　八号
　一八七番　九号
　一九〇番　十号

○国土交通省告示第九百三十三号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十月十九日
　　国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　椎ノ木谷川
　㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地（平成八年建設省告示第五百九十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
　京都府京都市西京区大原野
　北春日町　八八六番二
　一一七三番八
　一一七三番一四
　一二〇六番二
　南春日町　一一三五番六
二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　炭山谷川
　㈡　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷
　京都府宇治市菟道
　東垣内
　二五番
　二六番一
　三七番
　四二番
　三番四から三番六まで
　三番九から三番一一まで
　三番一三
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
（イに掲げる土地の区域を除く。）